

事業者の皆様へ

事業系ごみ ガイドブック

廃棄物の処理及び清掃に関する法律や
御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例で
事業者は自らの責任において事業系ごみを適正に
処理しなければならないと定められています

目次

廃棄物

廃棄物(ごみ)とは	1
事業者の責務	1

適正 処理

事業系ごみ(事業系廃棄物)の把握と保管	2
事業系ごみ(事業系廃棄物)の処理の流れ	2
事業系ごみ(事業系廃棄物)分け方/分別表	3 4
法令で定める20種類の産業廃棄物	4
事業系ごみ(事業系廃棄物)の適正処理	5

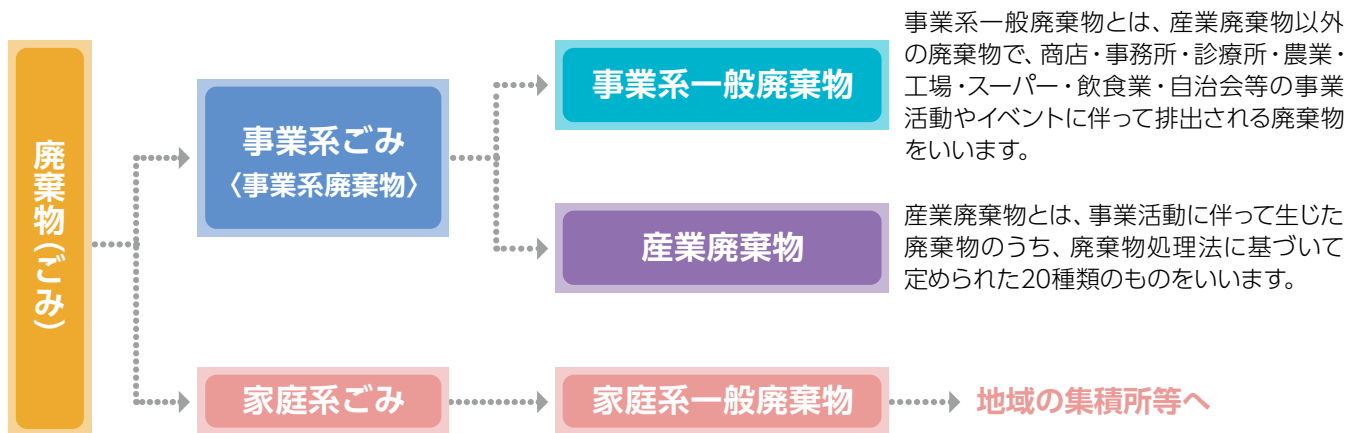
ごみ 減量

廃棄物の減量	6
減量の基本は“紙類”	6
事業系ごみ(事業系廃棄物)の減量によるメリット	6

事業系ごみ(事業系廃棄物)のQ&A	7
御殿場市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧	7

廃棄物(ごみ)とは

廃棄物(ごみ)は家庭から生じた「家庭系ごみ」と事業活動に伴って生じた「事業系ごみ(事業系廃棄物)」があり、事業系ごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。



事業者の責務

廃棄物の処理は事業者にもその責務があります！

事業活動に伴って生じた廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の第3条及び「御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、**事業者自らの責務において適正に処理**することになっています。

事業者とは？



事業所(個人営業も含む)・商店・飲食店・工場・ホテル等営利を目的として事業を営む者だけでなく、**病院・学校・官公署・社会福祉施設**等公共サービス等を営む者も含まれます。

住居と店舗が一体であっても、事業系ごみを家庭系ごみとして出すことはできません。家庭系ごみと事業系ごみをそれぞれに分別し、適正に処理する必要があります。

事業系ごみは家庭系ごみの集積所へは出せません！

事業系ごみを家庭系ごみと同様に集積所に出す行為は、不法投棄とみなされ、罰則が適用される場合があります。ただし、御殿場市では暫定的な措置として、収集日1回に45ℓの指定袋1袋を超えない事業者に限り、分別方法等を厳守して家庭系ごみの集積所に出すことができます。なお、利用する集積所を管理する自治会の承諾が必要となります。

事業系ごみ〈事業系廃棄物〉の把握と保管

廃棄物の種類、量を把握しましょう。

事業所で、どのような廃棄物がどう発生しているか、種類や量を把握しましょう。

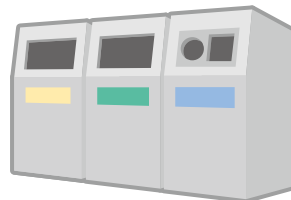
廃棄物の管理担当者を決めましょう。

廃棄物量の把握や分別の徹底、保管場所の管理者を決める等社員の意識改革に努めましょう。

廃棄物の分別を徹底しましょう。

事業系ごみ〈事業系廃棄物〉の分け方 参考 **ガイドブック P3** **P4**

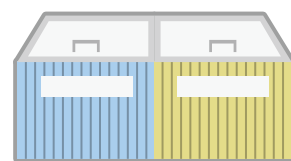
事業系一般廃棄物と産業廃棄物は必ず、別々の保管場所を設置し、確実な分別と処理を行い、混入することのないように注意しましょう。



廃棄物の保管場所の確保と排出について。

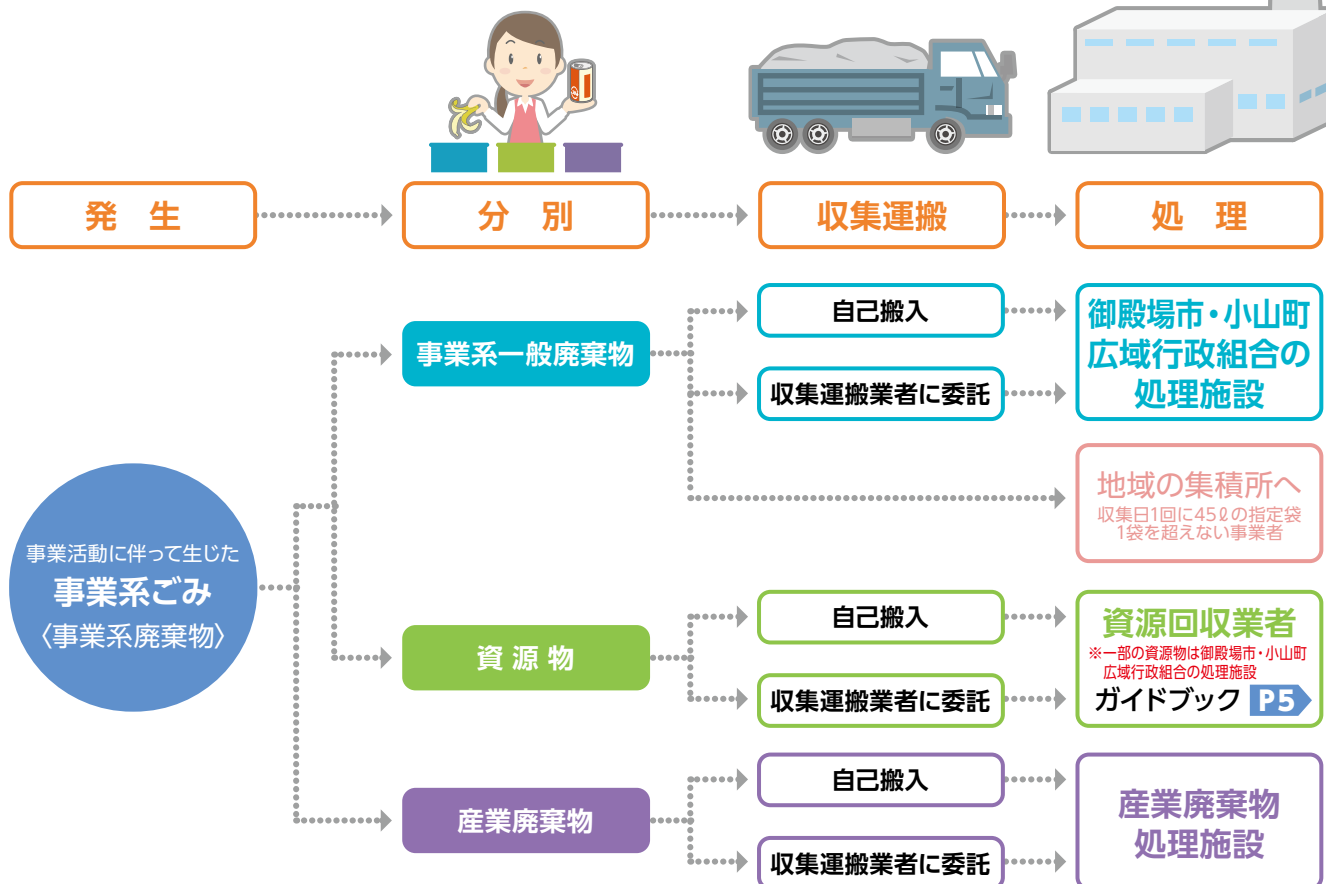
敷地内に廃棄物の保管場所を確保し、排出されるまでは次のことに注意しましょう。

- 1 保管時や排出時は、廃棄物の飛散や流出、悪臭が発生しないようにしましょう。
- 2 保管場所は火の気のない安全な場所にしましょう。
- 3 排出時には、収集車両の騒音により周辺の住民に迷惑をかけないようにしましょう。



事業系ごみ〈事業系廃棄物〉の処理の流れ

このガイドブックでは、事業系ごみの区分をわかりやすく「事業系一般廃棄物」「資源物」「産業廃棄物」に区分しております。



注意: 事業系一般廃棄物に産業廃棄物を混載して、御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設へ搬入した事業者または委託業者は以降の搬入が停止となる場合があります。

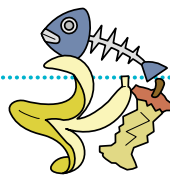
事業系ごみ〈事業系廃棄物〉分け方／分別表

イラスト出典：経済産業省「ごみイラスト素材集」より

事業系一般廃棄物

生ごみ

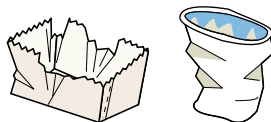
- ・食品の食べ残し
 - ・食品の売れ残り
 - ・調理くず 等
- ※水切りの徹底、生ごみ処理機の活用等を行い減量に努めましょう。
- 食料品製造業等の業種から発生する動植物性残さ(おから、醸造かす等)は産業廃棄物です。
 - 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。



紙くず

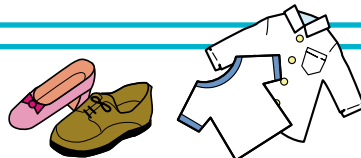
リサイクルできない紙

- ・汚れや臭いのついた紙、水に濡れた紙、油のついた紙
 - ・使用済みのティッシュペーパー
 - ・金属が箔押しされた紙
 - ・防水加工された紙
 - ・インクジェット写真プリント用紙 等
- 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業等の業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。



繊維くず

- ・天然繊維：毛布、木綿布、絹
 - ・作業服
 - ・天然皮革：かばん、ブーツ 等
- 建設業、繊維工業等の業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。



木くず

- ・枝、草 等
- 建設業、木材製造業、木製品製造業等の業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設へ
自己搬入または一般廃棄物収集運搬業者へ委託

資源物

汚れていない 缶・びん ペットボトル

- ・飲食用アルミ・スチール缶
- ・飲食用びん
- ・飲食用ペットボトル



古紙

- ・新聞(折込広告含む)
- ・段ボール(粘着テープ、宅配伝票等はがす)
- ・紙パック(マークのあるもの)
- ・雑誌(週刊誌、漫画本、単行本、専門誌、教科書、事典、カタログ、パンフレット)
- ・オフィス紙、シュレッダーくず
- ・その他の紙：包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、紙袋、名刺、封筒(粘着物がある場合取り除く)

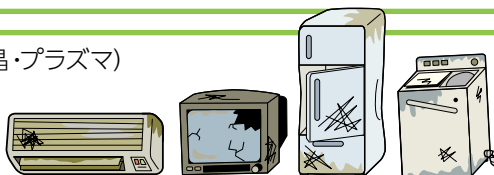


古布

- ・不要になった衣類 等
- 泥、油、ペンキ等で汚れたもの／敷布団・掛布団・座布団・枕・ベッドマット／ジュウタン・カーペット・足拭マット・便座カバー／雑巾・スリッパ／ペット用に使った毛布、タオル等／コタツの下敷き、電気毛布／ビニール合羽・雨傘／会社の制服、作業服／仕立てくず・裁断くず等加工くずは、資源物になりません。
 - 化学繊維製品は産業廃棄物です。
 - 建設業、繊維工業等の業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。

リサイクル 家電

- ・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・エアコン
- ・洗濯機、衣類乾燥機




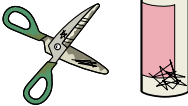




木くず

- ・木製品、剪定枝 等
- 木製パレットはすべて産業廃棄物です。

駿河サービス工業にお問い合わせください。ガイドブック P7

資源回収業者へ委託または自己搬入
缶・びん・ペットボトルは御殿場市・小山町広域行政組合の
処理施設でも受入します。

専門業者へ
委託

プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当・カップ麺の容器、トレイ、発泡スチロール ・包装用ラップ類、ビニール袋、合成繊維くず ・PP (ポリプロピレン製) バンド、ペットボトル 等 	
金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・ハサミ・刃物類、アルミホイール ・ドラム缶、一斗缶、空き缶 ・ホッチキス針、安全ピン、釘、クリップ 等 	
ガラス 蛍光灯 陶磁器類	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ等のガラス類、調味料等のガラス製容器、空きびん ・食器・茶碗等の陶器類陶磁器、植木鉢、レンガ ・蛍光灯、電球、ガラス繊維くず 等 	
電池	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池、充電電池 等 <p>産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。</p>	
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・食用油 (ラード) 等 ・エンジンオイル、潤滑油 等 <p>リサイクルする際は、凝固剤を使用しないでください。凝固剤で固めても産業廃棄物としての処理が必要です。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製のオフィス用品：事務机、ロッカー 等 ・木製パレット 等 	

産業廃棄物は御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設へ搬入することができません。

産業廃棄物処理施設へ自己搬入または産業廃棄物収集運搬業者に委託

法令で定める20種類の産業廃棄物

① 燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等
② 汚泥	排水処理汚泥、建設汚泥、製造工程から出る泥状の物等
③ 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃食用油等
④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等
⑤ 廃アルカリ	廃苛性ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石けんの廃液等
⑥ 廃プラスチック類	廃発泡スチロール、合成繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ等
⑦ ゴムくず	天然ゴムくずに限る
⑧ 金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
⑨ ガラスくず コンクリートくず ※ 陶磁器くず	空きびん、廃ガラス製品、れんが、瓦、廃石こうボード、廃スレート板 (※コンクリートくずのうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものは「がれき類」)
⑩ 鋳さい	電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良石炭等
⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルト片等
⑫ ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
⑬ 紙くず	★ 新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず【建設業】 紙、板紙のくず等【紙・紙加工品製造業、印刷出版業等】
⑭ 木くず	★ 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず【建設業】 木材片、おがくず、かんなくず等【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 不要な木製家具等【物品賃貸業】 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材【全業種該当】
⑮ 繊維くず	★ 新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず【建設業】 木綿、羊毛等の天然繊維くず【繊維工業(縫製を除く)】
⑯ 動植物性残さ	★ 豆腐製造業のおから、醸造かす、製麺業の麺くず等【食料品・医薬品・香料製造業等】
⑰ 動物系固形不要物	★ 牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物【と畜場、食鳥処理場】
⑱ 動物のふん尿	★ 牛、馬、豚、にわとり等のふん尿【畜産農業、畜産類似業】
⑲ 動物の死体	★ 牛、馬、豚、にわとり等の死体【畜産農業、畜産類似業】
⑳ 政令第13号廃棄物	上記①～⑨に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの(コンクリート固型化物等)

★の項目は、【 】の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

事業系ごみ〈事業系廃棄物〉の適正処理

事業系一般廃棄物

いずれも御殿場市の分別方法に従ってください。

- 事業者自らが御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設へ自己搬入しましょう。

生ごみ・
紙くず等

搬入先：御殿場市・小山町広域行政組合焼却センター
住所：御殿場市板妻862-15
お問い合わせ：資源循環課 88-3776
処理手数料：10kg当り80円

- 一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託しましょう。

市長から許可を受けている業者と契約しなければなりません。 **ガイドブック P7**

※御殿場市では暫定的な措置として、収集日1回に45ℓの指定袋1袋を超えない事業者に限り、分別方法等を厳守して家庭系ごみの集積所に出すことができます。なお、利用する集積所を管理する自治会の承諾が必要となります。

資源物

事業系ごみ〈事業系廃棄物〉の分け方を参考 **ガイドブック P3**

- 資源回収業者へ委託または自己搬入してください。

※飲食用の缶・びん・ペットボトルで汚れていないものは、御殿場市・小山町広域行政組合の施設でも受入します。

汚れていない
缶・びん
ペットボトル

搬入先：御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センター
住所：御殿場市神場2536-23
お問い合わせ：資源循環課 88-3776
処理手数料：10kgまで200円/10kg増すごとに100円加算

産業廃棄物

御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設では原則として産業廃棄物を処理できません。

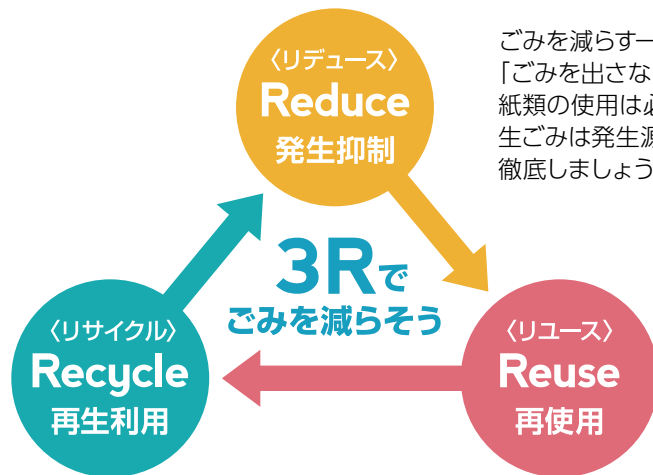
事業者自ら産業廃棄物処理施設へ自己搬入するか、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。産業廃棄物を委託する際には、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと契約する必要があります。

(例外) 家庭から出るようなガラス・金属・プラスチック類も産業廃棄物ですが、地域の集積所を利用することができる事業者は、一般廃棄物と一緒に家庭ごみの排出ルールに従って集積所に出すことができます。



廃棄物の減量

事業所全体でのごみを減らすためには、一人ひとりがごみを減らそうとする意識が必要となります。ごみの減量には3R（発生抑制、再使用、再生利用）の順番で取り組みましょう。「3R」とは、ごみを減らし、資源を有効利用していくための大切なキーワードです。



ごみを減らす一番大切なことは「ごみを出さない」ことです。紙類の使用は必要最低限に抑えましょう。生ごみは発生源を減らした上、水切りを徹底しましょう。

事業所から出るごみの中に資源は混ざっていませんか？回収された資源は原料として利用されリサイクル品として戻ってきます。

不要になったら、必要な人に譲ったり、故障したら修理等して再利用しましょう。自分はいらないと思っても必要としている人がいることもあります。

減量の基本は“紙類”

紙類は一人ひとりが責任をもって、種類ごとに分別しましょう

コピー紙、新聞紙・雑誌・雑がみ、段ボール、シュレッダー紙、機密書類等はすべて、資源となりますので分別回収して、資源回収業者に引き渡しましょう。



雑がみの例

名刺・メモ紙・事務用紙・プリント用紙・封筒・カレンダー・包装紙・菓子箱・商品の外箱等

紙類の減量ポイント

- 両面コピーを積極的にしましょう。
- 使い捨ての紙コップの使用はやめ、マイカップ等を利用しましょう。
- 封筒を社内用封筒に再利用しましょう。
- ポスターや広告紙等の裏面をメモ用紙として活用しましょう。



事業系ごみ<事業系廃棄物>の減量によるメリット

① 企業のイメージアップ

地域環境問題に関心が高まっている今、会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは企業のイメージアップにつながります。



② 経営コストの削減

ごみを減量化することにより、ごみ処理にかかるコスト削減が図られます。

削減



③ 従業員の意識改革

ごみを出さない職場、製品づくりをめざすことは、組織や製造工程の合理化等見直しのきっかけになり、一人ひとりの意識改革につながります。

合理化



④ 地球環境保全

事業者のみなさんによる廃棄物減量の取り組みにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減等、次の世代へよい環境を残すことができます。



事業系ごみ〈事業系廃棄物〉のQ&A

Q：少ししかごみが出なく、種類も一般家庭から出るごみと変わらないので、家庭ごみの集積所に出しても良いですか？

A：事業系ごみとは、量や質に関わらず事業活動に伴って排出されたごみのことをいいます。「御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」施行規則により、平成27年4月1日から家庭ごみの集積所を利用できるのは、収集日1回に排出する量が45ℓの指定袋1袋を超えない事業者です。
※ただし、暫定的な措置で利用状況等に变化が生じた場合はこの限りではありません。なお、利用する集積所を管理する自治会の承諾が必要となります。

Q：事業系ごみを適正に処分しなければならないのですが、怠った場合の罰則はありますか？

A：「廃棄物処理法」第3条（事業者の責務）で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。
また、市条例でも事業者の適正処理責任を定めています。事業者責任を放棄して違法な処理を行えば、廃棄物処理法に基づく罰則が科せられることがあります。

Q：焼却可能なごみは自社で焼却してもいいですか？

A：廃棄物を屋外で、ドラム缶等で焼却することは、廃棄物処理法で、原則として禁止されています。違反すると、懲役5年以下または1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又は併科に処されます。

Q：許可業者に委託する場合の料金は決まっていますか？

A：市が料金を統一することはしていません。ごみの種類・量・収集の頻度・許可業者の収集方法等によって料金が異なります。直接、下記の許可業者にお問い合わせください。

Q：一般廃棄物と産業廃棄物をそれぞれの許可をもっている収集運搬業者に委託する場合、契約は一括にできますか？

A：一般廃棄物と産業廃棄物はそれぞれの許可ごとに契約を締結する必要があります。

御殿場市 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

許可業者名	住 所	電話番号
高森商事(株)	御殿場市電498-2	82-1911
※ (株)御殿場衛生社	御殿場市永塚513-3	89-1777
(株)東海衛生	御殿場市東田中677-1	76-0424
(有)東富士クリーンサービス	御殿場市中畑531-91	89-6175
(有)対州	三島市壱町田301-6	055-986-6252
(有)メンテナンス勝又	御殿場市新橋964-65	82-3990
(有)みくりや紙業	御殿場市萩原831-11	89-1180
(株)クリーンタウン	御殿場市仁杉329-2	89-0564
(株)勝又商事	御殿場市中畑1796-11	89-7572
(株)マルコー	御殿場市印野1435-6	88-8970
(有)並木商会	御殿場市川島田6-1	83-2701
(株)タカダ産業	御殿場市塚原740-1	89-9836
富士総業(株)	駿東郡小山町一色200-1	76-5353
(株)富士アメニティ	御殿場市新橋1004-1	82-6310
(有)エコリンクス東部	裾野市御宿95-1	055-943-5939
(株)YWD	御殿場市電1955-5	89-2665
田口ライフサービス(株)	裾野市富沢94	055-992-3595
※ (株)加瀬興業	神奈川県横浜市都筑区早瀬3-32-11	045-595-2237
※ (株)東京ハイウェイ	東京都千代田区有楽町1-10-1	03-3211-4904
御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合	御殿場市電307-7	78-7853
※ (株)駿河サービス工業	御殿場市保土沢231-1	89-5158
※ 光陽産業(株)	御殿場市神場3-15	80-3500
※ エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503号	03-5410-3627

※は、処理する区域や品目が限定されている許可業者です。

お問い合わせ先

御殿場市 環境部 リサイクル推進課
TEL 0550-88-0530 FAX 0550-89-2559